

# 千葉市個人情報保護条例における再委託等の取扱いについて

## 1 現行の条例等における再委託等の定めについて

### (1) 『委託』について

千葉市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）では、個人情報を取り扱う事務の『委託』を受けた者（以下「受託者」という）に対し、個人情報の適正な管理を義務付けるとともに、受託業者が個人情報に関し不適正な取り扱いをした場合、罰則を適用することとしている。

### (2) 『再委託』について

条例には『再委託』に関する規定がない（『再委託』を受けた者に関し、個人情報保護条例の適用がない）。

「千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」において、『再委託』に関し、「原則として認めない」としながらも、市の書面による承諾を得た場合にはこれを認めることとしている。

### (3) 『派遣労働者』について

条例には、労働者派遣契約に基づき市に派遣された者（以下「派遣労働者」という。）に関する規定がない（『派遣労働者』に関し、個人情報保護条例の適用がない）。

## 2 個人情報保護条例の改正について（案）

個人情報の適正な取扱いを確保するため、新たに、『再委託』を受けた者及び『派遣労働者』を条例の対象とするため、条例の一部を改正する。

### 【改正内容】

- (1) 『再委託』を受けた者に対し、受託者同様、個人情報の適正な管理を義務付ける。
- (2) 『派遣労働者』に対し、市職員同様、個人情報の適正な管理を義務付ける。
- (3) 『再委託』を受けた者及び『派遣労働者』が個人情報の不適正な取り扱いをした場合に罰則を適用することとする。

## 3 関係規程（裏面）

- (1) 千葉市個人情報保護条例（抜粋）
- (2) 千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準（抜粋）

## 関 係 規 定

### ◆ <千葉県個人情報保護条例（抜粋）>

（個人情報の適正な管理）

第11条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を遂行するに当たっては、個人情報の保護に関し、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- （1）個人情報を正確かつ最新の状態に保つこと。
- （2）個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- （3）個人情報の保護に関する責任体制を明確にすること。
- （4）保有する必要がなくなった個人情報については、歴史的資料として保存する必要があるものを除き、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（委託に伴う措置等）

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の委託（指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は公営住宅法第47条第1項の規定により千葉市住宅供給公社に本市の設置する公営住宅若しくは共同施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。）をしようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前条第1項の規定は、前項の委託を受けたものが受託した業務を行う場合について準用する。

3 前条第2項の規定は、前項の受託業務に従事している者又は従事していた者について準用する。

（罰則）

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第2項の受託業務に従事している者若しくはしていた者が、正当な理由がないのに、公文書であって、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであるもの（これらの全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前条及び前項の規定において、第12条第2項の受託業務に従事している者が当該受託業務に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該受託業務に従事している者が組織的に用いるものとして、同条第1項の委託を受けたものが保有しているものは、公文書とみなす。

### ◆<千葉県個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準（抜粋）>

5 委託の実施に当たっての留意事項

（3）原則として、再委託は認めないものとする。ただし、再委託することが合理的であると認められる場合には、次の事項に留意したうえで、あらかじめ実施機関の書面による承諾を得ることを条件に再委託を認めるものとする。

ア 委託に係るすべての事務を再委託し、又はその重要な部分を再委託をすることは認められないこと。

イ 再委託先については、別記特記事項の内容を遵守できるものであることを確認したうえで承諾することとし、委託契約の別記特記事項と同一水準の安全確保の措置を求めること。

ウ 再々委託は認められないこと。